

皆様のお役に立てるようニュースレターをはじめました

いつも大変お世話になっております。

弁護士法人たくみ法律事務所代表の宮田卓弥です。

昨年は、平成21年12月より事務所を構えていた赤坂の地を離れ、相談者の方の利便性を最優先に考え、更に一人でも多くの方のお悩みを解決すべく、福岡の中心、天神の地に事務所を移転致しました。

また、弁護士を複数人体制に移行したことから、法人化を行い、「弁護士法人たくみ法律事務所」として、弁護士活動を行なうこととするなど、激動の一年でした。複数人の弁護士体制で専門性の追及・研究を進め、より磐石で、安定的で、今までにないリーガルサービスの提供を目指し、一人でも多くの依頼者のお役に立ちたいと考えております。2名の弁護士も新たに入所し、総勢で5人体制となりました。

本年より、少しでも皆様のお役に立てるよう、ニュースレターを配信させていただきます。本ニュースレターでは、主に企業関係や交通事故等をテーマとした法関連の情報や、事務所の活動記録を配信する予定でございます。

何卒宜しくお願い申し上げます。



本年も宜しくお願い申し上げます。

ピックアップLAW 『消費税法改正—その価格表示は大丈夫？』

平成24年8月、消費税法の一部が改正され、消費税の増税が決まりました。

順次、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へと税率が上がる予定となっています。

○ 総額表示義務

先の消費税法改正（平成16年）により、事業者は「総額表示義務」（商品やサービスの「税込価格」を消費者に表示する義務）が課され、値札・チラシ・HP・商品カタログ等で表示する値段を税込価格で表示しなければならないことになっています。

○ 総額表示義務の免除（誤認防止措置）

しかし、今回の改正では2度にわたって増税され、価格表示を変更するのも大変なコストがかかってしまいます。そこで、平成25年6月に成立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、「誤認防止措置」（消費者が税抜価格かどうかを誤認することを防止するための措置）を講じれば、総額表示義務が免除されることになりました。

この誤認防止措置の表示は、消費者が明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

例えば、値札やチラシなどは「〇〇〇円（税抜き）」「〇〇〇円（本体価格）」などと表示します。このように個別の値札等で表示することが困難な場合、店内やウェブページの表示で、目に付きやすい場所に、明瞭に「価格は全て税抜表示となっています。」といった掲示を行うことでも足りるとされています。

また、消費税転嫁対策特別措置法では、消費者に「消費税を負担しなくてよい」との誤解を与えることを避けるため、平成29年3月31日までの間、「消費税8%還元セール」「消費税分値引き」等の宣伝・広告が禁止されることとなります。単なる「8%値下げ」「8%還元」など消費税との関連性が明らかでなければ禁止の対象ではありません。「この価格表示方法は適法なのか心配だ」という方は、ご遠慮なくお問い合わせください。



弁護士法人

たくみ法律事務所

(旧 宮田法律事務所)

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

事務所スタッフ紹介 代表弁護士 宮田卓弥

宮田卓弥（みやたたくひろ）です。

私の出身は鹿児島で、大学は東京だったのですが、大学を卒業して福岡に居住したところ、人柄の良さに魅了され住み続けることとなりました。

性格は、中地半端なことや曖昧なことをそのままにせず、白黒ハッキリさせたい性分だと思っています。仕事において、気づいたことがあれば後回しにはせずに、その場での早期解決に努めています。

以前から分野を問わず様々な案件を取り扱っていますが、最近では特に

交通事故、労働事件（使用者側）、企業再生の分野に力を入れています。
例えば、交通事故案件については、昨年では福岡県内・県外から430件以上のお問合せを頂き、九州では比較的名の通る事務所となりました。

これも、依頼者の気持ちを第一に、「自分たちに出来る最大限のサービスは何か」ということを考えて行動してきた結果だと思っています。

これからも福岡を拠点に九州の経済や人材の発展のためにお手伝いができればと、**最良の依頼者サポート**を目指しさらに奮闘していく所存です。
どうぞ宜しくお願い申し上げます。



たくみセミナー開催 前半期テーマ・日程

	セミナーテーマ(前半期)	日程
第1回	「損をしてしまっているかもしれない！？－弁護士が教える損害賠償の真実について－」	2月27日(木) 19時～
第2回	「企業経営に大きな影響を及ぼす『与信管理』の適正な運用方法」(予定)	4月17日(木) 19時～
第3回	「需要拡大！人身傷害保険とその有用性について」(予定)	6月12日(木) 19時～
第4回	「それはハラスメントです！－企業のセクハラ・パワハラ対策－」(予定)	8月21日(木) 19時～

○後半期のセミナーテーマ・日程につきましては、後々、本ニュースレターにて告知致します。

○第1回「損をしてしまっているかもしれない！？－弁護士が教える損害賠償の真実について－」の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

たくみの日常 「全国法曹サッカー大会に出場しました」

代表弁護士宮田卓弥は、現役サッカー選手としても奮闘しています！

ここでは、一息、事務所のメンバーの仕事以外の顔をお伝えしていきたいと思います。
今回は、やはり我が代表宮田について。

宮田の趣味はサッカー・フットサルで、かなりの情熱を注いでいます。福岡県弁護士会サッカー部のキャプテンを務めたこともあります。身体的・精神的にリフレッシュでき、仕事の効率も上がっている（はず）。

さて、毎年開催される「**全国法曹サッカー大会**」というものがあります。昨年11月は地元福岡で開催され、もちろん福岡県弁護士会のチームも出場しました。出場チームは全国各地の全17チーム！トーナメント戦です。土砂降りの雨の中、宮田は走り続けました。

結果は、、、 「3位」

福岡チームの出場選手の中では最も古株の選手となってしまいましたが、来年こそは優勝を目指して、所員一同も含めまた1年走り続けたいと思います！！



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00～18:00)

0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

2月27日開催

第1回 たくみセミナー（先着8名様）

「損をしまっているかもしれない！？」 －弁護士が教える損害賠償の真実について－

第1回セミナー講師

たくみ法律事務所と
企業法務や保険に関する知識を深めませんか
第1回セミナーテーマ

「損をしまっているかもしれない！？」
－弁護士が教える損害賠償の真実について－

～お客様に損をさせないための専門家ネットワークによるトータルサポートを実現する方法とは～

交通事故に関して、保険手続は保険代理店等、治療は整骨院等、損害賠償請求は弁護士等が担っています。

それぞれ分野は異なりますが、いずれも交通事故に遭ったお客様に必要なサポートですので、サポートを提供する側の連携は顧客満足に繋がります。

弁護士との連携で言えば、お客様のお悩みとなっている示談等についてもスムーズに解決できることになり、お客様の安心感にも繋がるでしょう。また、交通事故の解決に関してお客様から簡単な質問や相談があった場合、回答できたほうがお客様も喜ぶものと思いますが、そのような場合に備えた意見交換も可能です。

当セミナーでは、そのような意見交換の一環として、事故に応じた損害の種類やその基準額、争点となりやすい点、弁護士が介入した場合としない場合の違いなど、具体的なケースを通してご紹介しようと思います。

たくみ法律事務所
代表弁護士
宮田 卓弥



所属弁護士
力丸 哲



開催日時：平成26年2月27日（木）19時から2時間程度

開催場所：弁護士法人たくみ法律事務所内会議室

参加費：2000円（資料代込）

※会議室スペースの都合で先着8名様までとさせていただきますので、
2月14日(金)までに、お早めにご連絡いただければ幸いです。

参加希望の方は、以下の欄をご記入頂きこのページをFAXして頂くか、当事務所までお電話ください。
(FAX：092-724-2616 TEL：092-724-4848)

貴社名

ご芳名

ご住所

ご連絡先

TEL

FAX

Eメールアドレス

@

その他

(セミナーで取り上げてほしいテーマ等がございましたらご記入頂けると幸いです)